

# 水道料金の改定について

## 1. 水道料金改定の経緯

浜田市の上水道料金は、平成14年10月に料金改定して以来、15年が経過しています。

この間、人口減少に伴い、水道料金収入も減少してまいりましたが、経費節減等の経営合理化に努めることにより、現行の水道料金を維持してまいりました。

平成17年10月の市町村合併により、浜田市内には上水道と簡易水道が並存することとなりましたが、このたび国が示した方針に従い、簡易水道を上水道に平成30年4月に統合し、一体的経営によって経営基盤の強化を図ることとなりました。

上水道と簡易水道では、料金体系及び料金水準が異なるため、公平性の観点から水道料金を改定し、統一する必要があります。

加えて、配水管等の水道施設の老朽化が進んでおり、更新需要に対応する財源の確保が大きな課題となっています。

このような状況のなかで、安全で安心な水を安定して供給するため、水道料金の見直しについては、浜田市水道料金審議会の答申(上水道39.0%、簡易水道13.6%、平均33.9%)を踏まえ、国の高料金対策に係る地方財政措置の継続を折り込むことにより、平成30年10月から上水道29.7%、簡易水道11.6%、平均24.8%の改定をすることといたしました。

## 2. 主な改正内容

1. 簡易水道の用途別料金を上水道の口径別料金に統一します。
2. これまでのメーター使用料は、基本料金に含めます。
3. 従量料金は、使用水量に応じた6区分とし、逦増・逦減併用型の料金設定とします。
4. 簡易水道の基本料金に付与されていた基本水量は廃止します。

## 3. 改定料金の適用時期

平成30年10月1日以降に使用した水量から改定料金が適用されます。

## 4. 激変緩和措置

一般会計からの繰入金により、激変緩和措置として、3カ年で段階的に新料金へ移行することとします。

5.新旧モデル使用者料金比較表

使用者区分	地区名	現行料金	平成30年10月～		平成31年10月～		料金統一後 平成32年10月～		増加額 (統一後料金－現行料金)
				(値上額)		(値上額)		(値上額)	
(1) 少量使用家庭 口径13ミリ・1ヶ月分 使用水量：10m <sup>3</sup>	浜田	1,324 円	1,491 円	(167 円)	1,658 円	(167 円)	1,825 円	(167 円)	501 円
	金城・旭・弥栄	2,073 円	1,991 円	(▲ 82円)	1,909 円	(▲ 82円)	1,825 円	(▲ 84円)	(▲ 248円)
	三隅	1,604 円	1,677 円	(73 円)	1,750 円	(73 円)	1,825 円	(75 円)	221 円
(2) 標準使用家庭 口径13ミリ・1ヶ月分 使用水量：20m <sup>3</sup>	浜田	2,674 円	2,931 円	(257 円)	3,188 円	(257 円)	3,445 円	(257 円)	771 円
	金城・旭・弥栄	4,017 円	3,827 円	(▲ 190円)	3,637 円	(▲ 190円)	3,445 円	(▲ 192円)	(▲ 572円)
	三隅	2,879 円	3,067 円	(188 円)	3,255 円	(188 円)	3,445 円	(190 円)	566 円
(3) 小規模事業者口 口径25ミリ・1ヶ月分 使用水量：200m <sup>3</sup>	浜田	40,085 円	41,915 円	(1,830 円)	43,745 円	(1,830 円)	45,576 円	(1,831 円)	5,491 円
	金城・旭・弥栄	39,052 円	41,226 円	(2,174 円)	43,400 円	(2,174 円)	45,576 円	(2,176 円)	6,524 円
	三隅	25,861 円	32,432 円	(6,571 円)	39,003 円	(6,571 円)	45,576 円	(6,573 円)	19,715 円
(4) 大規模事業者 口径40ミリ・1ヶ月分 使用水量：800m <sup>3</sup>	浜田	165,041 円	171,767 円	(6,726 円)	178,493 円	(6,726 円)	185,220 円	(6,727 円)	20,179 円
	金城・旭・弥栄	155,952 円	165,708 円	(9,756 円)	175,464 円	(9,756 円)	185,220 円	(9,756 円)	29,268 円
	三隅	132,915 円	150,350 円	(17,435 円)	167,785 円	(17,435 円)	185,220 円	(17,435 円)	52,305 円

6. 島根県内各市水道料金比較表

口径13ミリ・20m<sup>3</sup>/1ヶ月分・消費税込みの料金で比較しています。

平成29年4月現在

市名	水道料金	浜田市との差額
大田市	4,914 円	1,469 円
江津市	4,723 円	1,278 円
雲南市	3,917 円	472 円
松江市	3,531 円	86 円
安来市	3,451 円	6 円
浜田市 (改定後)	↑ 3,445 円	—
益田市	3,024 円	421 円
出雲市	2,896 円	549 円
浜田市 (現行)	2,674 円	—

## 水道料金改定に関する審議会答申後の状況について

### 1. 浜田市水道料金審議会への諮問

浜田市水道料金審議会（会長：豊田知世島根県立大学講師）に「水道料金の改定について」諮問（H27. 7. 24）

#### 【諮問内容】

- (1) 簡易水道と上水道の料金体系の統一について
- (2) 水道料金の改定額について
- (3) 激変緩和策について

### 2. 水道料金審議会からの答申（5 回開催 H28. 1. 8 答申）

#### 【答申概要】

- (1) 簡易水道と上水道の料金体系を上水道の口径別料金体系に統一することは、公平性の観点から妥当と判断する。
- (2) 平均改定率を 39.0%（上水）、13.6%（簡水）とする事務局案を概ね評価する。  
**但し、市民生活に与える影響が大きいため、値上げ幅の抑制を検討すること。**
- (3) 激変緩和策により段階的に 3 分の 1 ずつの値上げの実施は妥当である。
- (4) 附帯意見として、国への財政支援を求める要望活動を継続して実施すること。

### 3. 審議会答申後の浜田市上下水道部の対応

当初、平成 29 年 4 月に簡易水道と上水道の統合及び水道料金改定を予定していたが、下記の理由により平成 30 年度以降に延期することを平成 28 年 6 月市議会で報告（H28. 6. 28）

#### 【延期の理由】

- ・国の補助金カット等により、簡易水道統合整備事業の事業費確保が困難となり、平成 29 年度以降に工期を延長せざるを得ないため。
- これにあわせて、**高料金対策に係る地方財政措置の継続等を勘案して、料金の再試算を行うことを表明。**

### 4. 水道料金改定の今後の進め方

- (1) 簡易水道事業の統合については、平成 29 年度において簡易水道統合整備事業の事業費が満額確保されたことにより延期の理由が消滅し、平成 30 年 4 月 1 日の統合とする。  
加えて、条例改正のタイミングと十分な周知期間の確保を勘案しながら、**答申で示された水道料金改定率（上水：39.0%、簡水：13.6%）を高料金対策に係る地方財政措置の継続等を折り込むことで、値上げ幅を抑制するよう料金試算を精査する。**
- (2) 「簡易水道事業の統合と料金改定に向けたスケジュール」について、簡水統合時期を平成 30 年 4 月、料金改定時期を平成 30 年 10 月とする案を平成 29 年 9 月市議会の福祉環境委員会で説明する。
- (3) 統一後の料金体系と激変緩和としての段階値上げを示した「水道料金改定（案）について」を市議会福祉環境調査会で報告する（平成 29 年 11 月）。
- (4) 簡易水道事業の水道事業への統合及び料金改定に伴う条例改正案を平成 29 年 12 月市議会に上程する。（統合：平成 30 年 4 月、料金改定：平成 30 年 10 月）